

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関するQ&A

名護市介護長寿課

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関して、よくある問合わせをまとめました。
Q&Aにない状況で判断に困った場合は、介護長寿課給付担当にお問い合わせください。

Q 1. 新規・区分変更申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取扱えばよいか。

A 1. 原則、貸与開始日は、特段の理由がない限り申請日からとなりますが、相談日から有効となる場合もあるため、まずは介護長寿課給付担当にご相談ください。その後、主治医の意見を聴取した上で、暫定プランを作成しサービス担当者会議を開催しその内容や妥当性を検討し、利用者やその家族に対して十分説明をしてください（場合により、自己負担になるリスク等についても説明してください）。

認定結果が出た後に速やかに例外給付の理由書に必要書類を添付して届出を行ってください。

必要添付書類

- ①医学的所見の確認書類
- ②サービス担当者会議録
- ③居宅サービス計画書 1～3
- ④福祉用具サービス計画書

※ 暫定プラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定プランから本プランに移行するにあたり利用者の状況やサービス内容等の変更をしない場合には、改めて一連の業務は不要ですが、必要事項を見え消しして、暫定プランが本プランに移行したことがわかるようにし、利用者やその家族に説明し同意を得て、支援経過に同意日等を記録してください。

サービス事業者に対して、本プランを再交付してください。

Q 2. 軽度者に対する福祉用具貸与にあたり、サービス担当者会議を開催したが緊急だったため、主治医の意見聴取がサービス担当者会議に間に合わなかった。サービス担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常通り軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行っても問題はないか。

A 2. 主治医の意見を確認する前に行ったサービス担当者会議では「軽度者に対する福祉用具貸与」を認めることができません。（※医師の医学的所見に基づいて、サービス担当者会議を開催することと定められているため）

医師の医学的所見を基に、再度サービス担当者会議を開催し、届出をしてください。

Q 3. 更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了の間際に結果が出た。あと、数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、サービス担当者会議の開催が事業者や利用者の都合が合わず、新しい認定有効期間開始前に開催することができない。
 継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より、遡って貸与開始として届出を行ってもかまわないか。

A 3. 認定有効期間開始までにサービス担当者会議の開催が間に合わない場合は、事前に介護長寿課給付担当にご連絡ください。
 原則、届出前からの遡り給付はできません。新規の貸与や新規申請・区分変更申請中の貸与については、暫定プランを作成して対応するようにしてください。
 判断に困る場合は介護長寿課給付担当までご相談ください。

Q 4. 介護長寿課給付担当に軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行ったら、サービス担当者会議録の記載に不備があると言われた。何を書いておけばいいのか。

A 4. 主治医の意見、利用者の意向、福祉用具専門相談員・ケアマネジャーの意見は検討内容に記載してください。
 検討後の結論の記載は簡潔で構いません。

第4表		サービス担当者会議の要点			作成年月日： 年 月 日		
利用者名		居宅サービス計画作成者（担当者）氏名					
開催日		開催時間			開催回数		
会議出席者 利用者・家族の出席 本人：【】 家族：【】	主治医が欠席の場合でも、主治医名を記載してください						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 検討した内容の概要を記載します。 (例) ①福祉用具貸与について ②訪問介護の利用について </div>						
検討した項目	←						
検討内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 参加者の意見を項目ごとに簡潔に記載します。 </div>						
結論							
残された課題							

Q 5. 主治医の意見が間に合わない。主治医からの意見を聴取したいが、直接連絡もとれない。主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないのか。

A 5. 医師の医学的所見に基づいて例外的に給付を認める制度です。医師の医学的所見が確認できない場合は承認できません。

どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。

Q 6. 先日、軽度者に対する福祉用具貸与の届出（特殊寝台）を行い、市から承認をもらったが、追加で車いすを貸与したいと利用者から希望があった。改めて市へ届出を行う必要があるか。

A 6. 改めて届出を行う必要があります。ケアプランに新しい品目を位置付けるため、ケアプランの内容も変わります。サービス担当者会議も改めて開催する必要もあるため、通常の手順どおりに届出を行ってください。